

公立大学法人岐阜県立看護大学における 中期目標終了時の検討について

1 趣旨

1. 地方独立行政法人法上、中期目標の終了時において、設立団体の長が
 - ・ 法人の業務を継続させる必要性
 - ・ 組織の在り方・その他組織及び業務の全般
 について検討を行うこととなっている。
2. また、設立団体の長が上記の検討を行う際、評価委員会の意見を聴くことが定められている。
3. 検討結果は、次期中期目標・中期計画の策定に影響を与えることから、次期中期目標・計画の策定前に検討を実施する。

【地方独立行政法人法】（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 方針

平成22年9月の評価委員会で定めた「岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方」において、『法人の業務を継続させる必要性等の検討』にあたっては、

- ・ 当該中期目標期間の各事業年度評価の結果
- ・ その後の中期目標・計画の達成見込み を踏まえることとしている。

3 中期目標期間終了時の検討項目及び措置(案)

(1) 業務を継続させる必要性

- ・ 年度別全体評価結果

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
岐阜県立看護大学	B	A	A	A

A	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる
B	中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる

- ・ 平成 26 年度以降の評価は今後実施されるものの、現状として目標は達成されると見込まれる。

→ 設立団体(県)として、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当であるとしたい。

(2) 組織の在り方・組織及び業務の全般

- ・ これまで、評価委員会の年度評価において議論や意見をいただいている。
- ・ これまでの議論を踏まえた内容等により次期中期目標を策定している。

→ 設立団体(県)として、次期中期目標の検討・策定をもって組織の在り方・組織業務全般の検討を行うこととしたい。